

第1回青森地方労働審議会家内労働部会議事録

- 1 日 時 令和6年1月24日（水） 午後1時50分～午後3時33分
- 2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	原委員	奈良委員	
	労働者委員	山内委員	高橋委員	曲田委員
	使用者委員	小山田委員	鳴海委員	小澤委員
【事務局】	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官

4 開会

（事務局）

皆様、お集まりになりましたので、定刻前ですけれども、ただ今から令和5年度第1回青森地方労働審議会家内労働部会を開催いたします。

本日の委員の出欠ですが、公益の葛西委員が欠席されておりますけれども、定足数に達していることをご報告申し上げます。

また本日の部会は公開となっておりますので、傍聴人の募集公示を行いました、申し込みはありませんでした。

さらに本日は、本メンバーでの第1回目の部会ですので、初めに賃金室長が本部会につきましてご説明させていただきます。

八木澤室長お願いいたします。

（事務局）

事務局の賃金室、八木澤でございます。座らせていただきます。

まず皆様におかれましては、青森地方労働審議会委員に任命させていただいております。併せまして同審議会の家内労働部会委員にも任命、就任いただいております。委員の名簿ですが、資料の24ページに掲載させていただいております。

本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。

まず公益委員でございますけれども、原委員でございます。

奈良委員でございます。

労働者代表委員としまして、山内委員でございます。

高橋委員でございます。

曲田委員でございます。

使用者代表委員としまして、小山田委員でございます。

鳴海委員でございます。

小澤委員でございます。

事務局でございますけれども、労働基準部長の上野でございます。

賃金室長補佐の佐藤でございます。

賃金指導官の中野でございます。

私、八木澤でございます。

まず青森地方労働審議会でございますけれども、平成12年4月、労働局が発足をしたのに伴いまして設置されたところでございますけれども、その下部組織としまして「労働災害防止部会」と「家内労働部会」を設置することとなっているところでございます。家内労働部会につきましては、家内労働法に規定する事項に関し都道府県労働局長に意見を述べるのが任務となっているところでございます。

本日は「青森県における家内労働の状況について」、「青森県和服裁縫業最低工賃改正の必要性について」、それと「青森地方労働審議会家内労働部会運営規程の改正について」を議題にしまして開催をお願いしているところでございます。

それでは開会にあたりまして、青森労働局労働基準部長から挨拶を申し上げます。

(事務局 労働基準部長)

改めまして、労働基準部長の上野でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から労働行政の推進に格別のご協力・ご理解を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また本日は業務ご多忙の中、本部会にご出席賜り、御礼申し上げます。

さて、県内の景気は、日銀青森支店の12月22日付けの発表によりますと、「緩やかに回復している。この間、企業の景況感は製造業が悪化したものの非製造業が改善したことから、全産業でも改善した」とされております。

景気変動はいろいろあるわけでございますが、労働基準行政は適法な労働条件の下、安全に安心して働くことができることを使命としておりまして、いわゆる家内労働者への支援・対策というものも、私ども労働局・労働基準監督署が所掌でございます。

我が国においてメーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と部品の製造や加工を行う家内労働は減少傾向にあるという状況でございます。製造業を下支えする重要な役割を担っているということは変わらずというところでございますが、法制定時の昭和45年には全国で200万人いました家内労働者は、令和4年には9万8千人にまで減少しており、ここ青森県内の状況も長期的には全国と同様の傾向となっているところでございます。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定及びその周知、安全及び衛生の確保など、様々な施策を推進しております。

最低工賃は家内労働法第8条に規定されておりまして、一定の単位ごとに工賃の最低基準を定めたものであり、委託者に対し罰則を持って最低工賃以上の支払いを強制するものでございます。最低工賃については労働局長が必要と認める場合は審議会の調査、審議を求め、その意見を尊重して決定、改正等を行うこととされているところでござい

ます。

本件は、その諮問にあたりまして、必要性の有無等についてご議論いただく重要な場と認識をしております。

青森県では3つの業種について最低工賃が設定されているところでございます。

本日は、そのうち和服裁縫業の最低工賃に関しましてご報告等を申し上げた上で、皆様方のご審議をいただきたいと思っております。

家内労働部会の開催が6年ぶりということもありますので、併せて青森県内の家内労働の概況についてもご説明することとしております。ご承知おきください。

本日は、以上のような現状も踏まえましてご審議をいただくこととなります。

よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

続きまして、次第にありますとおり部会長代理を選出したいと思っております。

本部会の部会長につきましては、12月7日に開催されました青森地方労働審議会におきまして原委員が部会長に選出されているところでございます。部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第6項によりまして「部会長が指名すること」となっておりますので、原部会長からご指名をいただきたいと思っております。

以後の議事につきましては部会長にお願いしたいと思っております。

それでは原部会長、よろしくお願いいたします。

(原 部会長)

青森中央学院大学の原でございます。

ご協力、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

着席させていただきます。

まず、部会長代理を指名させていただきます。

部会長代理は奈良委員にお願いいたします。

(奈良委員)

ご指名いただきました奈良です。

どうぞよろしくお願いいたします。

(原 部会長)

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

労働者側から山内委員にお願いいたします。使用者側からは小山田委員にお願いいたします。

まず、議題の1番目、青森県における家内労働の状況についてですが、これについては事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局からご説明をいたしたいと思えます。

まず、本日の審議の本題としましては、「青森県和服裁縫業最低工賃改正諮問の必要性」、つまり改正するかどうかにつきましてご審議いただきたいということでございます。

この家内労働部会でございますけれども、こうして一堂に会して集まって部会を開催するのは6年ぶりということになります。3年前の家内労働部会は書面開催という形になりまして、3年前はコロナの関係でそういう形を採らせていただいた訳なんですけれども。

そういったこともございましたので、お集まりの部会の皆様に青森県における家内労働の状況を説明させていただきたいということで、まず一番最初の議題として状況についてということでご説明を申し上げます。

配付の資料がございますけれども、ホッチキス止めしてある会議次第のある資料に綴じこんでいるところでございます。まずは資料の説明をさせていただければと思えます。

資料の1ページ目、審議会の組織図でございます。冒頭ご説明しましたとおり、地方労働審議会の下に労働災害防止委員会と家内労働部会があるということでございます。

2ページ目につきましては、最低工賃決定の手順ということになります。これにつきまして、12月7日の地労審の際に労働基準部長の方からも説明があったところでございますけれども、和服裁縫業最低工賃の改正手順は、この流れのとおりに進めるということになっているところでございます。

続きまして資料No.3から7、ページからいくと3ページ目から23ページ目までが諸々の家内労働法等の規程類が付いているところでございます。

24ページ目ですけれども、資料No.8、先ほどご紹介しましたけれども、委員の皆様の名簿を綴じこんでいるところでございます。

資料No.9から最後までが本日の主題であります和服裁縫業最低工賃等に関する資料になっているところでございます。

それとはまた別に、別冊としまして「家内労働のしおり」というもの、パンフレット、これも配布させていただいているところでございます。

また、机上配布資料としまして労使双方から和服裁縫業最低工賃の改定に関する意見書が提出されておりましたので、皆様方にはメールでもって既にご連絡を差し上げているところでございますが、改めまして本日の配付資料にもさせていただいたところでございます。

続きまして、全国の家内労働の状況について簡単にご説明したいと思えます。お手元の「家内労働のしおり」、パンフレットをお開きいただきまして、32ページを開いていただければと思うんですけれども。

ここに表がございます、家内労働従事者数等が昭和45年度から令和4年度までの表があるところでございます。家内労働法が制定されましたのは昭和45年になります。それ以降の推移がついているところでございますけれども、昭和45年には家内労働従事者数は200万人を超えていたところでございますけれども、令和4年には9万8、

339人ということで、大きく減っているところでございます。

34ページを開いていただければと思います、第3表、都道府県別の家内労働の従事者数等のところがございますけれども、全国的な状況がございます。青森県は806名ということになっておりますけれども、多い都道府県を言いますと、東京都、静岡県、愛知県のところが6千人から8千人ぐらいで多くなっているところでございますけれども、それ以外の県につきましては千人を切っているところがあるという状況でございます。

それと22ページ、23ページを開いていただければと思いますけれども、こちらに都道府県ごとの最低工賃のものが付いてございます。現時点で全国では96最低工賃が設定されているというところでございます。青森県では3つの最低工賃があるというところでございました。

以上が全国の概況でございまして、またホッチキス止めの資料に戻っていただければと思いますけれども、25ページ目、資料No.9、青森県における家内労働というところをお開きいただければと思いますけれども、こちらに青森県における家内労働のものをとりまとめたものがございます。

数値的なものをまずご説明しますと、28ページ目をちょっと見ていただいて、こちらでも家内労働者数の推移でございまして、この表をお開きいただければと思います。家内労働者数ですけれども、昭和63年になります、青森県内において13,500名いたものが、令和5年ですと777名まで大きく減少しているというところでございます。

委託者になりますと、同様に昭和63年に500だったものが、令和5年ですと65まで減ってきている。家内労働者数も委託者数も、県内においては大きく減少している状況でございます。

次、29ページ目、横置きの表になりますけれども、こちらが県内の最低工賃が設定されているものの数字になっているところでございます。県内の最低工賃とされていますのは、男子・婦人既製服製造業、和服裁縫業、電気機械器具製造業、それ以外のものということで区分させていただいているところでございますけれども、一番従事されている家内労働者の多いところは男子・婦人既製服製造業で301、次いで電気機械品製造業が169、和服裁縫業が28。

それ以外の産業として279ありますけれども、それ以外はどういったものがあるかと言いますとパソコン入力ですとか津軽塗箸研磨とか、そういったものがありますけれども、そういったものを含めると全体で777あるということになります。

第3表は各監督署別のものになります。実は、こういった数字がなぜ監督署別かと言いますと、毎年4月1日の状況について委託状況届というものを、委託者は各労基署の方に提出が義務づけられております。その委託状況を取りまとめているものですので、各監督署での数字で分かるということです。

見ていただくとお分かりのとおり、一番多いのは弘前署管内に家内労働者が多くいるという状況がご覧になるとお分かりになると思います。

続きまして30ページ目をお開きいただければと思います。こちらが平成25年から令和5年までの直近11年間の数字になります。各監督署別、あと最低工賃設定別の数字をつけさせているところがございます。和服ですけれども、平成25年には家内労働者が104名いたところが、今年は28名まで減っている状況でございます。

以上が家内労働の状況に関する概要についての説明でございます。

部会長、あとよろしく申し上げます。

(原 部会長)

どうもありがとうございました。

今の事務局説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

(山内委員)

1個だけ。

委託者という言葉がありますけれども、委託者というのは業務に従事者の人に仕事をお願いしているという。

(事務局)

そうです。発注者という方になります。

和服であれば百貨店さんですとか呉服店さん等が和裁をされる方に仕事を出す発注者ということになります。

(山内委員)

これは会社単位だったり、メーカーも含めた会社というか。

(事務局)

会社というか、今お話をしたとおり、和服では百貨店などの企業さんや個人の呉服店さんとかの裁縫の仕事を出しているところが委託者になります。

(原 部会長)

よろしいでしょうか。

他にないようでしたら、次に青森県和服裁縫業最低工賃改正の必要性に関する議題に移らせていただきます。

まず、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、和服裁縫業最低工賃改正の必要性について。

それでは資料の60ページ、資料No.16にありますけれども。こちらに事務局からの提出資料がありますけれども、改正の必要について述べさせていただいているところで

ございます。これに従いまして説明させていただければと思います。

まず最低工賃につきましてです。これは全国的にですけれども最低工賃の改正の計画表というのを実は作っております、現在は第14次最低工賃新設・改正計画、これは令和4年から令和7年3月までに関してするものでございます。この中で青森県内、先ほど申し上げたように3つの最低工賃がありますけれども、令和5年度は、和服裁縫業の改正を計画しているところでございます。

この最低工賃の計画ということを上申しましたけれども、お手元の資料の31ページ目からのところが厚生労働省の方から示しました14次計画についてでございます。この中の33ページ、こちらに横表がございます。第14次計画の最低工賃改正計画でございます、このように都道府県ごとに、この年度には何を改正するかというものを計画しているものでございますけれども、令和5年になりますと、今年度は青森は和服裁縫業の最低工賃の改正を予定していたということでございます。これに従いまして、今年度は和服裁縫業のご審議をさせていただくということでございます。

続きまして、青森県和服裁縫業の最低工賃に係る概況についてでございます。

まず、和服裁縫業最低工賃ですけれども、実は最後に改正されましたのは平成15年5月でした。それ以降から現在に至るまで、20年、今年で21年になりますけれども改正されておりません。

先ほど申し上げたとおり、第何次、第何次ということで3年ごとの計画で改正等の見直しをしてきていたところなんですけれども、平成14年度に改正されて以降、それ以降、17年度、19年度等、全て直近の今まで見送りをしてきたところでございました。

その概況につきましては、68ページ・69ページに各計画期間中においてどのような議論があつて見送りしたか等につきまして記載しているところでございますけれども。詳細につきましては、事前に皆様の方に資料は送付させていただいたところでございまして、簡単にご説明します。

直近の第12次・第13次の計画つまり平成29年度・令和2年度の計画は、実は廃止ということをご予定していたところがございましたけれども、その際の議論になったのは、家内労働者側、労働者側の委員からは、「1人でもいる間は廃止することは反対です」というご意見がございました。使用者側、委託者側でございますけれども、「無理して廃止する必要はないのではないか」ということがありましたものですから、その際には廃止というものは見送りをさせていただいていたところです。

それを踏まえての今次の計画になりますけれども、今次の計画では一応改正の計画ということをごさせていただいたところでございますけれども、改めましてその状況をご説明の上、ご審議いただくという場を持たせていただいたということになります。これが経緯、経過ということでございます。

続きまして、委託者、家内労働者の数と継続性の有無ということでございますけれども。家内労働者の数でございますけれども、先ほど簡単にご説明させていただきましたけれども、お手元資料、64ページ目・65ページ目を見ていただければと思います。こちらはグラフをつけさせていただいております。家内労働者と委託者の推移、全体

のものになりますけれども、このようになっておりました。例えば家内労働者は、先ほど申したとおり1万3,500人がピークだったところでございますけれども、65ページになります。今年だと777人、委託者65、このように大きく変動してございます。

まためくっていただいて、66ページ・67ページ目をお開きいただきたいと思いますけれども、こちらにグラフがありまして、和服裁縫業に関わる家内労働者と委託者のグラフになります。一番多い時には、家内労働者1,507名いらっしゃったところでございますけれども、直近ですと今年28名まで家内労働者が大きく減っている。委託者も182あったところが、現状は8まで減るところがグラフでもって読み取れるところがございます。

また60ページに戻りますけれども、このように大きく数は減ってきているというところがございます。家内労働者数につきましては、特に平成26年以降は廃止を検討すべきとされる100人未満の状況が現状も続いているところがございます。令和3年以降は30人程度、現状は28ということでございます。

委託者につきましては、先ほどグラフをお示ししたとおりでございます。大きく減っているところがございます。平成30年以降は10を切りまして、令和5年、今年は8となっているところでございました。

継続性の有無ということがございますけれども、現状、営業等されているところがございますけれども、継続性のある業種ということがございますけれども。今後、和服の家内労働者が大きく増加するのですとか、和服産業自体が、青森県内における和服産業という意味でございますけれども、大きく発展するという点については現時点では特に認められないのではないかということがございます。

続きまして、最低賃金の実態ということになりますけれども。後ほどご説明いたしますけれども、これにつきましてはお手元の資料の37ページから、またちょっとめくっていただいて最低賃金実態調査結果というところ、資料No.14のところになります。こちらのものの説明になります。この実態調査ですけれども、56ページ、57ページをちょっとまた開いていただければと思いますけれども。

これは今年度、和服裁縫業の最低賃金実態調査をした際の要綱でございます。調査期間としましては令和5年10月23日から令和5年11月15日までの間に調査させていただいたものでございます。その結果を取りまとめたものがこの調査結果となるところでございます。

その際、調査の対象ですけれども、委託者は8、家内労働者は28ということをお話していたところでございます。

まず委託者に対する調査の対象でございますが、現状の8だけではなくて、過去に委託状況届を提出していただいた事業所さんも含めて全体で22の委託者であろうと思われる事業所さんに実は調査をしております。

その結果、委託者の回答があったのが8件でした。結果的に委託状況届を出していただいた事業所さんとイコールだったものでございました。

続きまして、家内労働者ですけれども、家内労働者に対しましては調査の数としては42になりますが、これは過去に委託届を出していただいた事業所さんに対しまして、もしかしたら現状、使っている可能性があるということだったので、そういった可能性のある事業所さんも含めて、対象42件に出したところでございます。その内、回答があったのは6件でした。

まず、委託状況届のある事業所さん等を含めてなんですけれども、家内労働者に対する調査につきまして、私ども直接家内労働者の方へは出せませんので、委託者さんを経由しまして家内労働者の方に調査を依頼するという形を採りますから、そのうち回答があったのは6しかなかったということでございます。なぜ6しかなかったかにつきましてですけれども、これは、委託者の方に確認をしたところ、実際にアクティブな、年間を通じて稼働していただいている家内労働者は6しかなかったというのが実態のようでした。

そういった少ない標本の数でありますけれども、調査の回答を得た結果についてご説明をしたいと思います。

まず家内労働の状況でございますけれども、42ページにもありますが、月平均作業日数につきましては、平成29年の調査では14.7日、令和2年の調査では16.9日、令和5年の今年の調査では9.7日と、作業の日数が大きく減っていたところです。また1日当たりの平均作業時間ですけれども、平成29年の調査では5.8時間、令和2年の調査では6時間、令和5年の調査では5.5時間。ここは1日当たりの時間数としてはさほど変動はありませんけれども、稼働する日数としましては大きく減っている状況でございました。

42ページの⑦のところにもございますが、家内労働者の平均工賃月収の部分ですけれども、平成29年の調査では5万6,787円でしたけれども、令和2年では5万3,017円。それが今年の調査ですと4万1,420円と、減っているという状況でございました。

次に、単純計算した家内労働者1時間当たりの平均額、時間単位で割り戻した部分、1時間当たりの単価に平均をとって見た場合でございますけれども。これは平成29年の調査ですと570円、令和2年で630円、令和5年ですと811円と、時間単価としては上がっている状況でございます。

続きまして、各品目ごとの工賃平均単価につきましてですけれども。資料では23年と書いていますけれども29年の誤りでございます。和服裁縫業の品目としては14品目でございます。この資料の53ページを開いていただければと思います。平均工賃額の比較のところございまして、この下半分のところに2年度平均、5年度平均との比較がありまして、マイナスの付いているところは前回の調査、令和2年の調査と比較して半分の7品目が工賃の平均額として下がっているというところがあったところございます。

続きまして、次の今後の家内労働の仕事が増えるかどうかの見通しについて、委託者に確認したところですが、回答した委託者の全数が、100%が減少するとの回答でござ

ございました。

それと工賃の改正について、今後上げることがあるかということの質問につきましては、8事業所のうち6事業所、75%が予定はないとの回答がございました。このような状況でございました。

続きまして、他の地域との関連性ということも一つの指標になっているところでございますけれども、和服裁縫業の最低工賃を設定されている地域なんですけれども、全国で8道県のみでございます。北海道と東北では青森のみでございます。残りの6県は中部・九州地域でございまして、特に地域的なつながりがあるということではなく、特に関連性は認められないということでございます。この8道県が和服裁縫業の最低工賃があるということでございますけれども。

資料をめぐっていただいて、58ページ・59ページをお開きいただければと思います。横置きのものになりますけれども、和服裁縫業の最低工賃、8道県の状況でございます。各品目ごとの金額につきましては、多少の上下はありますけれども大体同様の金額、単価で設定をされているようでございます。

改正の状況ですけれども、鳥取が平成25年に改正したのが一番最近ということになりますけれども、それ以外の道県ですと平成14～15年から改正されていない。青森は平成15年から改正していないのが、別に特段突出しているわけではなく、他の鳥取以外の県と並べてみても同様の状況。他の県も実は約20年近く改正されてきていないということでございます。

先ほど、3年計画の見直し計画でお話をしたところでございますけれども、59ページに、状況、今後の予定はどうかについて記載があります。昨年度改正する計画だったところですが、北海道・鳥取・熊本、これはいずれも見送りになっております。今年度は青森・鳥取・山口・長崎が改正等の年に当たっていて、広島は令和6年度になりますけれども。このうち青森が一番早くて、この家内労働部会を1月に開いておりまして、鳥取・山口・長崎はこれから地労審等を開催してお諮りをする予定になっていると承知をしているところでございます。

以上のことを踏まえてですけれども、改正諮問の一つの検討についてということになりますけれども。厚労省の方から、本省の方から言われていますのは、次の要件のいずれかに合致するものから改正を検討しなさいということがあります。

一つ目としましては、前回の改正から3年以上経過しているもの。2点目としましては、継続性のある業種で、適用家内労働者が300人以上存在するもの。3点目としましては、他の地域の関連性と強い業種であるもの。4点目としましては、管内の主要産業業種に関連するもの。5点目としまして、工賃が低廉な業種であるもの、というところでございます。

このうち和服裁縫業につきましては、前回の平成15年の改正から21年経過しているものでございますので、3年以上経過しているものには該当するところでございますけれども、それ以外の要件には該当する要件はないように思われるところです。

これらの諸要件ですとか本県における経済状況ですとか雇用情勢等を総合的に判断す

ることを、検討していただくことをお願いすることをございますけれども。

以上の説明を差し上げましたけれども、これらの状況を踏まえまして部会の皆様には和服裁縫業の最低工賃を引き上げる必要性の有無についての審議についてご検討をお願いしたいと思います。

部会長、よろしく申し上げます。

(原 部会長)

どうもありがとうございました。

今の事務局からのご説明について、質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは審議に移らせていただきます。

進め方ですが、労使から和服裁縫業最低工賃改正の必要性に係る基本のご意見等を表明していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

まずは労働者代表委員の方からご意見をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(山内委員)

家内労働部会、和服裁縫業最低工賃ということで、事前に我が方の地域最賃の委員をやっています赤間委員から、彼の方から取りまとめたものをお出ししていると思います。

この中身について、背景については今、事務局の方からも縷々ございましたし、この間の改正見送り等の事実についても説明がございましたので、そのとおりであると思えますけれども、我々、働く側として今回何を申し上げたいかと言うと、現在の対象人数が少ないという前提ではありながらも、今の物価高とか価格転嫁が進んでいないとか、そういった現在の状況を少し整理をしていただければというのがまず一つございます。

その他に、最低賃金も今回、青森県は45円引き上がったということで、この平成15年が605円だったものが、現在898円まで引き上がっているという現状、それらを考えた時に、現在従事をしている家内労働者の皆さんが、例え人数が少人数だったとしても現在生活をするに足る料金であるのかどうかというところも少し審議をするような要因になるのではないかと考えています。

加えて、家内労働法の一部にも書かれていますけれども、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的としている、その向上を図るよう努めなければならないという一文。それから家内労働に関する施策の概要、最低工賃の決定についてという部分についても、最低賃金との均衡を考慮して物品の一定単位ごとに決定することというような書き出しもあるということから、今回についてはこれまでの状況はあるものの、必要性については有るのではないかというふうに労働者としての判断になりますので、よろしくお願いいたします。

(原 部会長)

ありがとうございます。

それでは、続いて使用者代表の委員からご意見をお願いいたします。

(小山田委員)

私、小山田から、皆様のお手元にペーパーが配付されておりますので、基本的に読み上げさせていただきます。

青森県和服裁縫業最低工賃改定の必要性の有無について、これを問われました。

表記に係る意見を書面で求められましたので、平成15年以降、20年間工賃改正がなされていない、諮問が見送られていること等を踏まえまして、青森労働局さんから提供された資料等に基づき、青森地方労働審議会家内労働部会の一委員として、以下、意見を述べます。使用者側委員ということではなくて、一委員として以下、私見を述べさせていただきます。

家内労働法第10条におきまして、労働局長は最低工賃について必要があると認める時はその決定の上、8条で規定されておりますけれども、その決定の例によりその改正または廃止の決定をすることができるというふうに規定されております。

労働局長さんは、必要があると認めた時は審議会の調査審議を求め、その意見を聞いて最低工賃の改正又は廃止を決定することができるというふうに解されます。

従いまして、改正諮問又は廃止諮問、専門部会の設置ということになりますけれども、改正諮問又は廃止諮問、そして諮問の見送り等の検討判断、これにつきましては労働局さんの主導でなされるものと思っております。

先ほど来、事務局さんの方から説明があつてございますけれども、令和4年3月18日付けの文書によりますと、第14次最低工賃新設改定計画、4年度から6年度の実施についてというふうなことでございます。これは全国の関係労働局長さんの方に流れている文書だというふうに理解しております。

それによりますと、産業界の動向把握を行った結果、景況、受注量の減少のため改正を行う状況にないと判断する場合は、審議会又は当審議会家内労働部会において説明を行い、公労使3者の了解を得た上で改正諮問の見送りを行うこととしております。

また同じ文書の3におきましては、適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無い等、実効性を失ったと思われる最低工賃については廃止することも検討することとしております。

同発出の添付資料によりますと、和服裁縫業最低工賃を設定しているのは8道県、東北では本県のみであります。

第14次計画において7道県が改定予定、1県が廃止予定としております。

着物和服市場でございますけれども、着物市場は1980年代の1兆8千億円をピークに、現在は6分の1程度まで縮小しており、主要顧客であるシニア層の高齢化や人口減少による市場縮小などの課題を抱えているとされております。

裏の方になります。

令和4年度に改正予定としておりました3道県は、いずれもこれら業界の状況、動向や家内労働者数の減少等を理由に改正諮問を見送っています。

令和5年度に改正予定の本件を含む3県、プラス廃止予定1県につきましても、前回、令和2年度の検討におきまして概ね同様の理由から改正等の諮問を見送っています。

本県におきましては、第8次から第11次計画、平成17年から27年において改正諮問が見送られました。

また第12次計画、第13次計画では業界の状況、動向や家内労働者数の減少等を理由に廃止する計画となっておりましたが、青森県和服裁縫業最低工賃がその実効性を失ったとまでは判断できない等として廃止諮問を見送っています。

以上の経過等を踏まえまして、青森労働局さんによる家内労働に係る調査におきまして、平成26年度以降、本県の和服裁縫委託者数が17から8に半減し、家内労働者数も100人未満の状況が続き、令和5年には過去最少の28人、うち調査回答者6人ということとなったことを勘案いたしますと、現時点において本県における和服関連需要の伸びや適用家内労働者の増加を見込むことは難しく、上記の文書の趣旨に照らせば青森県和服裁縫業最低工賃の廃止を検討するか、又は改正を見送ることが妥当ではないかというふうに思われます。

以上でございますけれども、いずれにいたしましても、改正諮問又は廃止諮問、専門部会の設置ということでございますけれども、あるいは諮問の見送り等、この検討判断につきましてはこれまでの経緯や調査結果等を踏まえ、労働局さんの主導でなされるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

(原 部会長)

ありがとうございました。

労使双方から意見の表明がありました。ご質問、あるいは確認すべき事項がございましたらご発言をお願いいたします。

(山内委員)

一つお伺いしていいですか。

今の最低工賃の取扱いを見送るとなった場合、それから廃止といった場合のその後の現在従事している28名の方の取扱いというのはどういうふうな扱いになるのか。

これは今、最低工賃という枠の中で仕事として取扱いをしていると思うんですけども、改正が見送りになった時点では、今現在の数字だと思いますが、廃止ということも、これ、視野に入っているんですか。

今日は改正だけなんですか。

(事務局 労働基準部長)

まず、前段のご質問ですが、仮に、当家内労働部会で改正の「必要性なし」と判断さ

れ、「諮問見送り」とされれば、その結果を家内労働部会長が青森労働局長に報告をした上で、「諮問見送り」となります。この場合、青森県地域の「和服裁縫業」においては、現在の最低工賃水準が継続ということになり、労働基準監督の対象として維持されます。

もう一つ、当家内労働部会で「廃止」の判断がされれば、家内労働部会長が青森労働局長に報告を行い、青森労働局長から本審である青森地方労働審議会に「諮問」を行い、「工賃部会」での調査審議が行われます。その結果、青森地方労働審議会から青森労働局長に、「廃止」の答申がなされた場合には、それを踏まえ、青森労働局長が「廃止」を決定します。廃止の決定がなされれば、青森県地域において、「和服裁縫業」の最低工賃の設定はなくなりますので、労働基準監督の枠組みから外れ、家内労働法の規制のないいわば「自由競争」ということとなります。

「廃止」なのか「諮問見送り」なのか、又は「改正決定」なのか、その辺は、当家内労働部会の議論の中で検討いただき、委員の方々の総意をいただいた上で、最終的には労働局長の方で決定するという流れでございます。当家内労働部会での結論が、「諮問見送り」ということであれば、「諮問」が行われず終わりですが、「廃止」ないし「改正決定」というご判断であれば、「諮問」、「工賃部会での議論」、「答申」という次の手続きに入ることとなります。ですので、当家内労働部会のご議論の中で、現時点で「廃止」とするほどまでの機が熟しているのかとか、「廃止」とまで至らないのであれば「諮問見送り」にするのが適切ではないかとか、労働者委員の方から意見表明がありましたように、物価上昇の現状から言って、最低工賃も上げる必要があるのではないかとか、様々なご議論をいただきながら、委員の総意で、家内労働部会としてのご判断をいただければと存じます。最終的には、この部会での結論が本審である青森地方労働審議会の結論として反映され、それを踏まえて労働局長の方で決定してまいるという建付けでございます。

(山内委員)

すいません、ちょっと踏み込みすぎました。

(事務局 労働基準部長)

いえいえ、実質的にはここでの議論が重要な位置を占めておりますので、例えば、意見表明や議論の過程においては、「賛成できない」と言ったけれども、最終的には「部会の決定に従う」という判断もあろうかと思えますし、労使双方、お互いの議論をぶつけていただいた上で、当家内労働部会としての「総意」を頂戴できればと思えます。そのご判断をこれから予定されている地労審本審に、我々事務局が当部会の結論として報告し、最終的には、それに基づいた手続や決定を労働局長が行っていくこととなります。ですので、本日の議論やご判断が重要な位置を占めることとなりますので、よろしくお願いたします。

(鳴海委員)

質問してもよろしいですか。

例えば、もし「廃止」になった場合には、それぞれ自由競争になりますよとお話されたんですが、そうすると委託者が、例えば8人の方々に、この仕事をいくらでやりますかという見積もりを取って進めるという形になるということですか。

(事務局 労働基準部長)

家内労働というのは、委託者から家内労働者が仕事の委託を受けて行われるものでありますので、民法上は「請負」という類型になるものと承知していますが、見積もりをとって進めるのは今でもそうだと思います。請負という契約関係の中にあっても、現在は、青森県地域における「和服裁縫業」について、労働基準監督官が、家内労働法という罰則付き強行法規の下、委託者に指導等を行うことができる「最低条件としての工賃額」が設定されているわけです。今は「最低条件としての工賃額」が設定されているわけですがけれども、仮に、「廃止」になれば、家内労働法による最低工賃制度の枠組みから外れることとなります。

(鳴海委員)

もっと下がるかもしれないと。

(事務局 労働基準部長)

「廃止」となれば、「民・民」で合意して払われた工賃額について、「最低工賃未満なので是正してください」という労働基準監督官の指導権限がなくなるという形になります。

(鳴海委員)

じゃあ、今現在仕事を請け負っている方はその最低工賃を下回ってやっているというわけではなくて、それよりも必ず上でやらなければならないと。

(事務局 労働基準部長)

「和服裁縫業」について現時点では、委託者が国で設定した最低工賃以上を支払わなければ、家内労働法による国からの指導対象になるという規制が、北海道、青森県など8道県地域で事業を行う委託者には課せられる状況にあるわけです。

(小澤委員)

例えば、今まで廃止した県が多数であると、廃止してしまった県がその後、賃金が上昇傾向にあるとか、委託費用が下がってしまったとか、そういった傾向については。

(事務局 労働基準部長)

そこまで詳しいところは拾い切れておりません。

(事務局)

和服裁縫業は8道県がずっとそのままあるので、もう分かりません。なお、昨年度になります。宮崎で婦人既製洋服が廃止になっているのが直近ではございますけれども、そのところ、すいません、後追いできておりませんけれども。

(小山田委員)

逆に青森県内で今、3つですかありますけれども、過去において、あったけれど廃止したとか、何かそういう事例はあるんでしょうか。

(事務局)

資料の70ページ目、青森県の最低工賃の推移というものを付けさせていただいておりました。説明は先ほどしませんでしたけれども。

過去には青森県内には津軽塗漆器製造業、シームレスストッキング製造業等があって、それが廃止されて、今残っているのは3つだけですよというものがございます。廃止になったのは、あまりに古くて状況がよく分からないところがございますけれども。

その中で、下の方に囲っておりますけれども、青森県横編ニット製造ですかスカート・ハンカチーフ製造業が廃止になったのが平成13年になります。その際には委託者と家内労働者がかなり減ったので廃止したということは把握しておりますけれども。状況としては、このような青森県内にも過去このような工賃の設定がありましたということでございます。

(小山田委員)

やはり、今、縷々ご説明事務局からございましたけれども、委託者数とか、それを受けて作業をされる方が減ってきたというのがもっぱらの理由で廃止になったと。

(事務局)

まず一つはそういうことだと聞いておりましたけれども。

(山内委員)

もう一ついいですか。

最低工賃ですから、これ、それぞれの作業によって値段が付いていますけれども。

ここにも調査結果、50ページにも書いてはあるんですけども、これと今の地域最賃898円とを比較するならば、どういうふうな判断をするものですか。

ここの意見要望で、「電気代うんぬんかんぬん上がっているんで、せめて時給千円になったら良いなと思います。」こういう、調査結果に答えたコメントあったんですけども、千円にはなっていないだろうなと思います。

(事務局)

そうですね。その前のページになりますけれども、例えば49ページに1時間当たりの工賃額、6名しかいらっしやらないわけなんですけれども、これが811円ですね。人によっては安い方と高い方がいます。1人当たりの平均をとると1時間当たり811円程度ということでございます。

これ、898円と比較して適切かどうかということは一概には言えないと思いますが、一つの数字になります。

(山内委員)

その時間、がっちりできているかどうかということと、高いものをやったら当然1時間当たりの収入が上がるでしょう。

全体を見たらやっぱり比較しかねるという部分ですかね。

(事務局 労働基準部長)

そうですね。あと実際に、あくまで請負契約ですので、「労働者」のように、労働時間で割ってという形ではありませんので、ここの参考値としては載せておりますけれども、「一つのものでいくら」というのが基本的な考え方ですので、時間では区切っていないというところがあります。

労働時間で区切って計算する労働契約と、「一つの物を仕上げていくら」という請負契約の違いもありますので、あくまで時間換算というのは参考意見だということをご承知おきいただければと思います。

(鳴海委員)

関連してもう一つ質問していいですか。

資料No.12のところに青森県の35ページですけれども。私、よく分からなくて申し訳ないですけど、「振りそで」の「あわせ」が2万2,900円ですよというのが設定されているのですが、これは着物1つ、振りそで1つ作ったら2万2,900円ですよと。

(事務局)

そうです。

反物から新しく仕立ててということになります。

(鳴海委員)

素人の考えだと随分安い。

振りそでを買ったら50万も60万もしますよね。

この間、成人式の時に借りててもレンタルでも10万以上するのに。

1着作って2万2,900円ってあまりに安いような。

私、個人的には思うんですが、実際的にはもっとたくさん、5万でも6万でももらっているのかもしれませんが。

(事務局)

あくまで「仕立て料」ということになりますので。その原価、反物ですとかそういった物の原材料品がいくらかというのはまた別の。

(鳴海委員)

もちろんそうなんでしょうけれども。

作業料ということだと思うんですが、1着作ったら、これが最低でやってくださいねと。

(原 部会長)

他によろしいでしょうか。

労働者委員側としては、ご発言・意見書にありますように、物価高ほか経済状況、及び家内労働法の趣旨からして、改定を主張されるということによろしいでしょうか。

使用者委員の方、使用者委員側は和服市場の縮小傾向、また需要の伸び、増加を見込むことは期待できない。

また、通達すなわち雇均発0318第2号の趣旨に照らして、改正は見送りにすべき、ないしは最低賃金制度の廃止を主張するという点、これらについては変わりありませんでしょうか。

(小山田委員)

はい。主張はいたしません。

主張をするのではなくて、状況を踏まえて意見を求められましたので、求められると、こういう客観的なこういう事実関係を総合的に勘案すると廃止又は改正見送るということが妥当ではないのかというふうに読み取ったので、そういうふうにお話をしていますけれども繰り返ししておりますが。

改正諮問、廃止諮問、あるいは諮問の見送り等については、これまでの経緯、それから調査結果等を踏まえて労働局の主導でなされると認識しておりますので、こうであらねばならないという考え方は持ち合わせておりません。

(原 部会長)

分かりました。

大変失礼いたしました。

労働者委員側の改正の必要性有りと、そして使用者側委員はその必要性が無いと。

(鳴海委員)

私の個人的な意見ですけれども、やはり先ほど言ったように、物価とかみな上がってきているので、平成15年の時と今の物価を考えた時に、やっぱりそのまま据え置きというのはどうかなと思うんですけれども。要するに見送りするというのは改正すべきではないのかなというふうに。

改正するという事は上げるということなんですけれども、それか廃止するかどっちかだと思います。

私の個人的な意見です。

(原 部会長)

さて、そうしますと労働者側の主張に対して、最終的に使用者委員の方で譲歩ないし歩み寄りというのは、果たして可能なかどうかということになりますが。

場合によっては使用者委員の皆さんでまた別室でご議論をいただくという必要はございますか？

(鳴海委員)

いや、その必要はないんじゃないですか。

小山田さんだって、別にそれに拘っている訳ではないので、意見を求められた色々考えたらそうだというお話で、改正すること諮問をすることに問題はないですかね。

(小山田委員)

それは今までの経緯を踏まえて、そういう整理の方向がよろしいというふうに労働局さんの方で考えられて提案するのであれば、真剣に考えたいなと思っております。

今のところ、使用者側としてどうすべきかと聞かれても、限られた情報の中で勘案すると、先ほど来述べているような意見に帰結してしまうので、それ以外に、答えはどうなんだという意見を求められても、私自身は答えようがないということです。

(事務局 労働基準部長)

まだ時間があるのでご議論を深めていただければと思いますが、どちらにするかも含めて、使用者側の各委員の方々が個別に、意見はバラバラでもいいんですけれど、今日、意思の表明をできる状況にありますでしょうか、お三方いかがでしょうか。

(鳴海委員)

私は、意見話しましたけど。

(事務局 労働基準部長)

お話しをお聞きすると、労側は改正をすべきだというご意見がはっきりしていると思うんですけれども、使側については、小山田委員は、客観的な状況から見ると、上

げる状況にはないのではないかとおっしゃっているものの、使用者側委員として正式意見を求められると情報が足りないので、判断しかねるとおっしゃっております。

使用者の各委員の方々、意見はバラバラでもいいのですが、使用者委員の意思表示として、今日の段階でもう少し時間をかけて、「廃止」「諮問見送り」「改正決定」の3つのどれかということの意思表示をできる状況にありますでしょうか。

使用者側各委員それぞれに伺っています。というのは、場合によってはもう1回、必要性の審議をやるということもあり得ると思いますので。もし、当部会として「改正決定」が妥当という判断をしたら、今後、最低工賃部会にかけることになり、そこでの金額も含めた審議を行うということになっていきます。当部会で、使用者側でも「改正決定」としてもいいのではないかとのご意見であれば、そこは労側のご意見と一致しますので、あとは公益委員の先生方がどう判断するかというのもあるんですけども、「改正決定」という判断のもと進むということもあり得ると思います。

そう判断するか、もしくは労使対立となるか、本日、その結論を出していただければと思うんですけども、それを今日の段階で判断しうる用意はございますかという質問でございます。

(小澤委員)

私が意見を述べれば。

(事務局 労働基準部長)

はい、お願いします。

(小澤委員)

私も鳴海委員と同じで、結局、今、そういう賃金に関わる環境というのはかなり20年前と変わってきていることもありますので、ただ積極的に上げるべきというよりも、そういう状況を鑑みて労働局様の方で、やはり上げた方が良くというふうな形になるのであれば、別に私はそのままにしておく必要性はないのではないかと思います。

これはでも一個人としての意見です。

(事務局 労働基準部長)

ということであれば、必要性について労使双方の一致点を見ることができ得る状況だと思いますので、これから公益委員の意見も伺うため、一旦、別室で、公益委員の協議の時間をいただきたいと思っておりますけれども。言ってみれば、労側は改正した方がいいという意思表示がはっきりされている。使側としては、労側の意見に反対するものではないということであれば、公労使同意のもと、改正決定に向けた「諮問の必要性あり」と判断しますという結論もあり得る状況ともとれますので、一旦、事務局で本日の議事を整理させていただいて、別室で公益委員の方々に、判断、検討していただく時間をいただいてもよろしいでしょうか。

(使用者側委員)

はい。

(事務局 労働基準部長)

小山田委員、そういう趣旨でよろしいですか。

(小山田委員)

よろしゅうございます。

(事務局 労働基準部長)

承知いたしました。

【公益委員協議】

(原 部会長)

大変お待たせいたしました。

今一度整理しますと、労働者委員は、物価高、諸般の事情から最低工賃を改正すべきと、使用者側委員の皆さんは、客観的な意見を求められれば必要はないとしつつ、どうしても改定の必要性有りとするのであれば、そこまで強く反対するものではないというお立場でよろしいでしょうか。

(使用者側委員)

はい。

(原 部会長)

私ども公益委員も、労働側の最低工賃の改定を求める必要性の意見に対して、さほど反発するとか反対意見を抱くものではございません。

そうしますと、労働側のご意見に対して、諮問に対して、公益、使用者側は、ほぼそういうスタンスでございますので、全会一致で改定の必要性有りという結論でよろしいかということなのですが。

いかがでございましょうか。

(小山田委員)

使用者側として、私としては改定することで進めるという案に対して、それについて積極的に反対するものではありません。

(原 部会長)

反対というご意見ではなく？

(事務局 労働基準部長)

反対するものではないですよ。

(小山田委員)

はい。積極的に反対するものではありません。

(事務局 労働基準部長)

当家内労働部会の総意として、「諮問の必要性あり」という判断をいただいたことよろしければ、その判断をもとに、事務局としては、本審への報告や最低工賃部会の開催に向けた事務手続を進めさせていただきます。

(原 部会長)

ということでよろしいでしょうか、皆様。

ということで、この議決は青森地方労働審議会に報告するものとなっておりますので、3月14日に開催予定の審議会に報告することといたしたいと思っております。

次に青森地方労働審議会家内労働部会運営規定の改正についてですが、事務局からまたご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局でございます。

お手元の資料の22ページをお開きいただければと思います。これは当部会の運営規定になりますけれども、2点、改正をお願いしたい点がございます。

まず1点目は第5条のところで、オンライン会議をできるようにしたいということと、2点目は第8条につきまして議事録の署名を廃止するというものでございます。

実は、これにつきましては当部会の親審である地労審につきまして、実は令和3年に改正されていたところでございますが、家内労働部会はご案内のとおりコロナでずっと開催をできておりませんでしたので、本日、この改正につきましてご提案をするものでございます。

これについては、第5条はテレビ会議をするということがまず1点。

第8条につきましては、現状、2名の署名が必要となりますけれども、この議事録の署名を廃止した場合について、委員の皆様は議事録の内容について確認していただくというプロセスに関する懸念が生じる可能性もございますので、今後、まず議事録を作成し、皆様の皆様方にメールで作成した議事録案を送付いたしますので、それをまた確認いただいて、最終的に了承を得たものを部会の議事録として完成させるという手続きを採りたいと思っております。

また、本日の会議の冒頭に、部会長の方から署名者をそれぞれご指名いただいたところでございますけれども、本日、この改正をご承認いただいた場合においては、この会議からの議事録についての署名はいただかないこととしたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(原 部会長)

22ページ、23ページ、資料No.7。

家内労働部会をオンライン会議ができるものとする。

それから議事録の署名を廃止するという点についてご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(原 部会長)

特にならなければ、事務局案のとおり運営規程を改正することといたします。

その他、事務局からは何かございますでしょうか。

(事務局)

今後についての確認になりますけれども、資料No.2、ページ2をお開きいただきたいと思えます。

今後の流れでございますけれども、本日、和服裁縫業最低工賃の必要性について、必要性ありということで決定いただいたところでございますから、流れとしましては左側の矢印になります。今後、青森労働局長が地労審の方へ諮問をしまして、その後ですけれども最低工賃専門部会を開催し、具体的な金額の審議を進めるということです。

その場合ですけれども、最低工賃専門部会の委員の構成につきましては、本日の家内労働部会の委員を基本としますけれども、実際の審議にあたりましては臨時委員ということでもって、使用者側は委託者側の方から臨時委員を出していただくことと、労働者側は家内労働者側からも臨時委員を出していただいて、それで金額のご審議をいただくことになりますけれども。

最低工賃専門部会の開催については、今後の予定になりますけれども、3月なり4月以降になろうかと思えますが、具体的にまた日程調整を進めることになりますけれども、そのような進め方になろうかと思えます。

簡単ではございますけれども、今後の流れにつきましてご説明いたしました。

(原 部会長)

ありがとうございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

何かございましたらお願いいたします。

(小山田委員)

臨時委員の選任というのは、通常、どういう形で行われるものですか。

(事務局)

また、追ってですけれども、実際、使用者側は委託者でございますから、実際のところは、今、家内労働の委託者として私どもの把握している事業者様の方を、それを小山田さんあたりとご相談をしながらご選任をいただく。あと労働者側の方につきましては、申し訳ございませんけれども和服裁縫業を実際されている家内労働者が一番望ましいかと思えますけれども、もしその方が捕まらなければ、実際、誰かそういう業界にお詳しい適任者等をご選任いただくことになるかと。

なお、臨時委員なんですけれども、労使それぞれ同数でということになりますので、使用者側が1名立てれば労働者側が1名立てるという形でもって、そういったことでございます。

詳しくは、追ってまたご相談させていただきます。

(小山田委員)

はい。

(原 部会長)

よろしいでしょうか。

他に何か、ございませんでしょうか。

それでは、本日の家内労働部会は以上をもって終了といたします。
ご多忙の中、ご参集いただきありがとうございます。